

損害賠償専決処分について

手続に必要な書類の保管が不適切であったことにより、学校管理下において負傷した際に独立行政法人日本スポーツ振興センターから支給される医療費を受給することができなくなった事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回定例議会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市内男性ほか1名	医療費を受給することができなくなったことについて、損害賠償として、184,911 円を支払った。